

平成29年度「居合道一種・二種」審査会 実施要項

- 1 主 催 一般財団法人 北海道剣道連盟
- 2 主 管 一般財団法人 北海道剣道連盟居合道部会
- 3 期 日 別記「平成29年度審査会一覧表」参照 受付開始 午後 1 時 00 分
- 4 会 場 別記「平成29年度審査会一覧表」参照
- 5 受 審 資 格
 - (1) 北海道剣道連盟居合道部会の会員で、会費が納入済みである者。
 - (2) 第一種
 - ア 受審日1年以内の「居合道受審者講習会受講証明」のある者
 - イ 初 段 居合道一級受有者で満13歳以上の者。(中学生は一級受有後6ヶ月以上経過している者)
※ 年齢基準は審査会当日とする。
 - ウ 二 段 居合道初段受有者で、受有後1年以上経過した者。
 - エ 三 段 居合道二段受有者で、受有後2年以上経過した者。
 - (3) 第二種
 - ア 四 段 居合道三段受有者で、受有後3年以上経過し、北海道剣道連盟主催の「居合道講習会」を2回以上申請時まで受講し、講習会で実施する学科審査に合格した者。
 - イ 五 段 居合道四段受有者で、受有後4年以上経過し、北海道剣道連盟主催の「居合道講習会」を3回以上申請時まで受講し、講習会で実施する学科審査に合格した者。

※ 学科試験 学科試験問題は「居合道審査出題例と解答例」の冊子から2問および解答例にない設問の合計3問を出題する。
 - (4) 修業年数は暦月数え、日は問わない。
- 6 審 査 方 法 全日本剣道連盟の称号・段位審査規則及び、北海道剣道連盟の称号・段級位審査規程による。
- 7 審 査 科 目 実 技 (申し合せ事項により実施)
- 8 申 込 方 法
 - (1) 第一種受審者は「段位審査申請書」**正1通のみ**を作成し、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。
 - (2) 第二種受審者は「段位審査申請書」**正1通のみ**を作成し、「審査料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。(登録料は不要)
 - (3) 各剣道連盟は受審者の「段位審査申請書」、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を取りまとめ一括して北海道剣道連盟事務局に送付すること。なお、個人直接の申込及び期限後の申込は一切受理しない。
 - (4) 「段位審査申請書」の様式は別記による。
 - (5) 「段位審査申請書」記載上の注意
 - ア 男女の区別、現段(級)位、取得年月日を正確に記入すること。未記入のものは受理しない。
 - イ 講習会受講実績は、段位審査請求書の受講回数・受講年月日欄に記載すること。
 - ウ 住所が町村である者は、「郡名」を記載すること。
 - エ 現段位を他都府県で取得した者は、「証書の写し」または都府県剣道連盟発行の「段位証明書」を添付し、取得都府県を明記すること。
- 9 審 査・登 録 料 の 取 扱 い
 - (1) 第一種不合格者には、「登録料」を審査会当日返納する。
 - (2) 第二種合格者は、発表後に登録料の「払込み用紙」を受け取り、1週間以内に所定の登録料を北海道剣道連盟に納入すること。
 - (3) 審査手数料として「審査料」の100分の20(上限1,500円)を受審者が所属する剣道連盟の収入とする。
 - (4) 主管手数料として「審査料」の100分の20を居合道部会の収入とする。
 - (5) 道剣連締切り日以降の取消しの申し出に対しての「審査料」の返金はしない。但し、自然災害及び法定伝染病はその限りではない。
- 10 そ の 他 主催者で傷害保険に加入するが、これ以上の責任は負いません。